

すでに大分市から児童手当の支給を受けている者

◆その他の届出

青字は様式があります。

手続きが必要な場合（例）	手続き	必要なもの
受給者が婚姻した場合 ※婚姻相手と児童が養子縁組または養子縁組予定の場合で、婚姻相手が主たる生計維持者（一般的には所得が高い方）の場合には受給者交代の手続き〔現受給者→婚姻相手〕が必要です。 ※口座名義を変更した場合は、「振込口座変更届」を提出してください。	個人番号変更等 申出書	①届出者(窓口に来る者)の顔写真入り本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 等）
受給者が離婚した場合 ※現受給者と児童が別居（別世帯）となる場合には受給者交代の手続き〔現受給者→元配偶者〕が必要です。 ※口座名義を変更した場合は、「振込口座変更届」を提出してください。		
マイナンバー（受給者、配偶者、別居児童分）が変更されたとき		
手当の振込先を変更する場合 （指定金融機関の変更、口座名義の姓の変更等） ※受給者以外（配偶者、児童等）の名義の振込先に変更することはできません。	振込口座変更届	①届出者(窓口に来る者)の顔写真入り本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 等） ②変更したい口座の情報がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）
住所異動（転出入、市内転居）した場合 ※受給者、配偶者、児童全員が同一住所から同一住所へ同日付で市内転居した場合には、手続き不要です。 ※受給者が市外転出する場合は、「受給事由消滅届」を提出してください。	住所変更届 別居監護申立書 （受給者と児童が別世帯となる場合）	①届出者(窓口に来る者)の顔写真入り本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 等） ②高校生年代以下の児童のマイナンバーカードまたは通知カード（高校生年代以下の児童の住民票が大分市外の場合のみ） ※②は届出者の本人確認書類と同意がある場合は、市で確認するため、省略可能です。
受給者や児童の氏名を変更したとき ※口座名義を変更した場合は、「振込口座変更届」を提出してください。	氏名変更届	①届出者(窓口に来る者)の顔写真入り本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 等）
受給者が加入する年金が変更となったとき ※3歳未満の児童を養育している受給者のみ。 ※受給者が公務員となった場合には「受給事由消滅届」を提出してください。	年金変更届	①届出者(窓口に来る者)の顔写真入り本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 等） ②申請者の健康保険の資格情報が確認できるもの（健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの資格情報画面 等）

【重要】

- ・上記届出手続きは事実発生後、速やかに行ってください。（手続きが遅れたことにより過払いが発生した場合には手当の返還が生じます。）